

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

神戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年9月固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（委員会の書記等の設置） 第6条　〔略〕 2、3　〔略〕 4　嘱託は、審査申出書の受付事務に従事するものとし、<u>固定資産税調整課、固定資産税土地課及び固定資産税家屋課</u>に配置する。 <u>（公文書の管理）</u> <u>第24条　委員会における公文書の管理については、法令及び神戸市公文書等管理条例（令和8年3月条例第号）に定めるもののほか、市長の事務部局の例による。</u> <u>第25条</u>　〔略〕	（委員会の書記等の設置） 第6条　〔略〕 2、3　〔略〕 4　嘱託は、審査申出書の受付事務に従事するものとし、<u>固定資産税企画課、固定資産税第1課、固定資産税第2課及び固定資産税第3課</u>に配置する。 第24条　〔略〕

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。